

# 全国森林環境税創設促進議員連盟 連盟だより

平成26年3月20日発行 第16号  
全国森林環境税創設促進議員連盟  
会長 板垣一徳  
〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号  
村上市議会事務局内  
TEL・FAX (0254) 53-1275

日ごとに暖かさが増し、木々の芽吹きに春を感じる季節となりましたが、会員議会におかれましては、日頃本連盟の事業ならびに活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。



全国森林環境税創設促進議員連盟  
会長 板垣一徳  
(新潟県村上市議会議員)

さて、昨年、一昨年に引き続き、全国の市区町村議会において「地球温暖化対策に関する地方の財源の確保」に関する意見書の採択についてご依頼を申し上げたところ、一昨年の585市区町村議

会を超える641市区町村議会から意見書の採択をいただき、政府、国会に対して提出いただいたところです。

本連盟ではこの結果を重く受け止め、政府の「平成26年度税制改正大綱」において、要望する「全国森林環境税」の創設、ならびに「石油石炭税の特例措置による税収の一定割合を地方に譲与する仕組みの創設」が決定されるよう、自由民主党ならびに公明党の「平成26年度税制改正大綱」策定の段階から、与党税制調査会および与党関係各部会、ならびに超党派で組織する各関係機関に対する働きかけを強力に押し進めてまいりました。

これまでの取り組みにより、川上から川下に至るすべての国民が享受する森林からの恩恵は、先の641市区町村議会での意見書の採択の状況にも表れているとおり、森林を整備することにより国土を保全し、地球温暖化の防止に資する施策の重要性についての国民の理解の醸成は、図られたと思慮しておりました。

その結果、本連盟が要望してまいりました「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための「全国森林環境税」の創設、ならびに「石油石炭税の特例措置による税収の一定割合を地方に譲与する仕組みの創設」が、ようやく実現するものと大きな期待を抱いていたところであります。

しかしながら、昨年12月12日の自由民主党ならび

に公明党の「平成26年度税制改正大綱」では、「森林吸収源対策及び地方の温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行う。」とされ、また、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」による税収は、「エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制のための諸施策の実現のための財源として活用することとなっている。」とされたことから、本連盟の要望する「石油石炭税の特例措置による税収の一定割合を地方に譲与する仕組みの創設」については、政府与党から一定の方向性が示されたものと捉えており、本連盟としては、このたびの政府与党の税制改正大綱を踏まえ、対応することになると思慮しているところであります。反面、「森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等」についての新たな仕組みづくりの必要性に言及している点については、これまでの本連盟の取り組みの方向性に一定



第20回記念大会の開催に先立ち、地元の高中生と一緒に森林環境税整備林の林道整備を行いました(福島県南会津町)

の道筋が見えたと思慮しているところであり、いよいよ「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」の仕組みづくりが実現の段階に入ったと手応えを感じているところであります。

今年で21回目を数える平成26年度の総会は、7月17日に大分県日田市での開催を予定しております。大勢の会員議会にご参加いただきながら、この大会を契機に、本連盟の要望が実現することを切に願い、引き続き会員議会の一層のご指導とご協力をお願い申し上げます。

## 平成26年度税制改正大綱決定と今後の議員連盟の活動について

去る2月5日、全国森林環境税創設促進連盟との臨時合同正副会長会議および関係国会議員との意見交換会が開催されました。

正副会長会議では、今般決定された「平成 26 年度税制改正大綱」を踏まえて今後の活動の方向性について話し合われ、その後、林野庁、総務省から政策説明があり、大綱決定までの経過や今後の方向性等についての意見交換を行いました。

平成26年度税制改正大綱(抄)	平成25年度税制改正大綱(抄)
<p>第三検討事項</p> <p>わが国は、本年11月に開催された気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）において、2020年の温室効果ガス削減目標を、2005年比で3.8%減とすることを表明した。この目標を確実に達成するためには、排出抑制対策と森林吸収源対策の両面から、多様な政策への取組みを推進していかなければならない。</p> <p>こうした中、<u>地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置</u>を講じているが、<u>この税収はエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制のための諸施策の実施のための財源として活用することとなっている。</u></p> <p>一方、森林吸収源対策については、国土保全や地球温暖化防止に大きく貢献する森林・林業を国家戦略として位置付け、造林・間伐などの森林整備を推進することが必要であるが、安定的な財源が確保されていない。このため、税制抜本改革法第7条の規定に基づき、<u>森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行う。</u></p>	<p>第三検討事項</p> <p><u>地球温暖化対策は、エネルギー起源CO<sub>2</sub>、排出抑制対策と森林吸収源対策の両面から推進する必要がある。</u>このうち、<u>エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制のための諸施策を実施する観点から、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置が講じられている。</u></p> <p>一方、森林吸収源対策については、国土保全や地球温暖化防止に大きく貢献する森林・林業を国家戦略として位置付け、CO<sub>2</sub>吸収源対策として造林・間伐などの森林整備を推進することが必要である。</p> <p>このため、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」第七条の規定に基づき、<u>森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行う。</u></p>

また、関係国会議員との意見交換会においては、国会議員から次のようなご意見をいただきました。

既存の石油石炭税からの譲与化および新税の創設は、業界の抵抗が非常に強く、厳しいと感じる。

石油石炭税の税収は、当初の予定より増えているから、「森林吸収源対策」にも使い道を考えるような話もあったが、圧倒的な反対意見で無理であった。

今回、林野庁が「所得税に上乗せして国民全体で負担する措置」と言っているが、本来は排出源に応じた課税という面から石油石炭税の一部を森林環境税に充てるというのが本筋ではないかと思っている。

特定の方向性を決めて運動をすると成果が出ないということになりかねないので、あらゆる可能性を追求して幅広い運動をし、できることから目指していくことが大切だと考える。



関係国会議員との意見交換会

いただいたご意見を踏まえ、全国森林環境税創設促進連盟と歩調を合わせ、平成 26 年度の両連盟の活動の方向性等について検討することとしました。

### 地球温暖化対策に係る臨時的な地方交付税措置について

(※総務省資料より抜粋)

平成 26 年度与党税制改正大綱（平成 25 年 12 月 12 日）において、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保につきましては、税制抜本改革法第7条の規定に基づき、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的

な検討を行うとされている。

その間、国産・地域材の利活用、再生可能エネルギーの導入など、地方公共団体が森林吸収源対策等を一層推進できるよう、所要額（100 億円）を地方財政計画に計上し、地方交付税措置を講じることとしている。

#### 平成 26 年度地方財政計画計上額 100 億円

(平成 23~25 年度の各年度：100 億円)

※都道府県分 50 億円、市町村分 50 億円で全国の市町村には森林面積に応じて配分されており、平成 26 年度についても同様に平成 23 年度から引き続き計上されました。

# 『森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保』のための意見書採択状況

意見書の採択については、全国 1,742 の市区町村議会に意見書の採択をお願いしたところ、昨年度 582 市区町村議会を大きく上回る 641 市区町村議会から採択をいただきました。会員議会のご理解とご協力に感謝申し上げます。

(平成 26 年 2 月 28 日現在)

No.	都道府県	全国市区町村			議員連盟			促進連盟		
		市区町村数	採択数	採択率	加入数	うち採択した数	採択率	加入数	うち採択した数	採択率
<b>北海道ブロック</b>		179	64	35.75%	26	23	88.46%	65	33	50.77%
1	北海道	179	64	35.75%	26	23	88.46%	65	33	50.77%
<b>東北ブロック</b>		227	122	53.74%	58	51	87.93%	110	73	66.36%
2	青森県	40	24	60.00%	12	11	91.67%	19	15	78.95%
3	岩手県	33	13	39.39%	5	5	100.00%	20	12	60.00%
4	宮城県	35	15	42.86%	4	2	50.00%	20	10	50.00%
5	秋田県	25	18	72.00%	5	5	100.00%	14	10	71.43%
6	山形県	35	15	42.86%	9	9	100.00%	14	10	71.43%
7	福島県	59	37	62.71%	23	19	82.61%	23	16	69.57%
<b>関東ブロック</b>		344	61	17.73%	22	16	72.73%	52	23	44.23%
8	茨城県	44	3	6.82%	-	-	-	5	0	0.00%
9	栃木県	26	2	7.69%	-	-	-	1	0	0.00%
10	群馬県	35	7	20.00%	4	1	25.00%	10	3	30.00%
11	埼玉県	63	16	25.40%	5	5	100.00%	6	6	100.00%
12	千葉県	54	4	7.41%	-	-	-	-	-	-
13	東京都	62	10	16.13%	4	3	75.00%	7	4	57.14%
14	神奈川県	33	7	21.21%	2	2	100.00%	1	1	100.00%
15	山梨県	27	12	44.44%	7	5	71.43%	22	9	40.91%
<b>北陸・信越ブロック</b>		158	96	60.76%	57	52	91.23%	62	54	87.10%
16	新潟県	30	16	53.33%	14	11	78.57%	12	10	83.33%
17	富山県	15	7	46.67%	1	1	100.00%	4	4	100.00%
18	石川県	19	10	52.63%	-	-	-	6	4	66.67%
19	福井県	17	10	58.82%	10	8	80.00%	5	4	80.00%
20	長野県	77	53	68.83%	32	32	100.00%	35	32	91.43%
<b>東海ブロック</b>		160	31	19.38%	28	18	64.29%	54	24	44.44%
21	岐阜県	42	13	30.95%	12	7	58.33%	23	10	43.48%
22	静岡県	35	8	22.86%	4	4	100.00%	7	5	71.43%
23	愛知県	54	3	5.56%	4	2	50.00%	8	2	25.00%
24	三重県	29	7	24.14%	8	5	62.50%	16	7	43.75%
<b>近畿ブロック</b>		198	55	27.78%	36	30	83.33%	54	31	57.41%
25	滋賀県	19	6	31.58%	3	3	100.00%	2	2	100.00%
26	京都府	26	1	3.85%	-	-	-	3	0	0.00%
27	大阪府	43	8	18.60%	-	-	-	4	1	25.00%
28	兵庫県	41	10	24.39%	2	2	100.00%	10	4	40.00%
29	奈良県	39	14	35.90%	12	10	83.33%	15	10	66.67%
30	和歌山県	30	16	53.33%	19	15	78.95%	20	14	70.00%
<b>中国ブロック</b>		107	45	42.06%	19	15	78.95%	41	28	68.29%
31	鳥取県	19	15	78.95%	12	10	83.33%	12	10	83.33%
32	島根県	19	13	68.42%	3	2	66.67%	18	12	66.67%
33	岡山県	27	10	37.04%	3	2	66.67%	4	2	50.00%
34	広島県	23	7	30.43%	1	1	100.00%	6	4	66.67%
35	山口県	19	0	0.00%	-	-	-	1	0	0.00%
<b>四国ブロック</b>		95	50	52.63%	39	32	82.05%	58	35	60.34%
36	徳島県	24	9	37.50%	8	6	75.00%	24	9	37.50%
37	香川県	17	4	23.53%	2	1	50.00%	1	0	0.00%
38	愛媛県	20	8	40.00%	8	5	62.50%	12	6	50.00%
39	高知県	34	29	85.29%	21	20	95.24%	21	20	95.24%
<b>九州ブロック</b>		274	117	42.70%	40	36	90.00%	69	51	73.91%
40	福岡県	60	23	38.33%	11	10	90.91%	12	11	91.67%
41	佐賀県	20	9	45.00%	1	1	100.00%	3	2	66.67%
42	長崎県	21	6	28.57%	-	-	-	-	-	-
43	熊本県	45	22	48.89%	13	11	84.62%	21	14	66.67%
44	大分県	18	15	83.33%	5	4	80.00%	4	4	100.00%
45	宮崎県	26	15	57.69%	6	6	100.00%	20	13	65.00%
46	鹿児島県	43	24	55.81%	4	4	100.00%	8	6	75.00%
47	沖縄県	41	3	7.32%	-	-	-	1	1	100.00%
<b>合計</b>		1,742	641	36.80%	325	273	84.00%	565	352	62.30%

## 平成26年3月上旬までの主な事業・取組経過

- 5月27日 正副会長会議 [東京都]  
5月28日 全国森林環境税創設促進連盟総会 [東京都]  
7月12日 第20回記念大会 [福島県南会津町]  
8月6日 「「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情」を全国の市区町村 1,742 議会に提出  
10月16日 全国森林環境税創設促進連盟臨時正副会長会議および要望活動 [東京都]  
11月5日 正副会長会議 [東京都]  
11月6日 衆参両院の全国会議員 722 名に対する要請活動  
11月12日 自由民主党農林部会（全国森林環境税創設促進連盟と合同で実施） [東京都]  
11月27日 要請活動（全国森林環境税創設促進連盟と合同で実施） [東京都]  
12月19日 第21回定期総会事前会議 [大分県日田市]  
2月5日 全国森林環境税創設促進連盟との合同正副会長会議国会議員との意見交換会 [東京都]

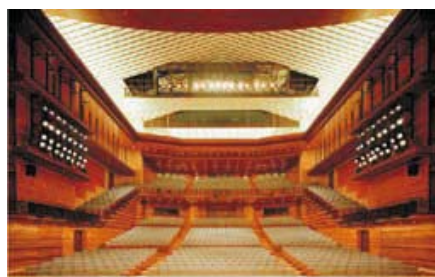


全国森林環境税創設促進連盟臨時正副会長会議の様子



自由民主党農林部会で要望する板垣会長

## 平成26年度定期総会は7月17日(木) 大分県日田市で開催



日田市民文化会館 パトリア日田

平成26年度の本連盟定期総会は、九州の北部に広がる筑後・佐賀平野に恵みをもたらす筑後川の源流をなす日田盆地に位置し、九州の古都とうたわれる水郷（すいきょう）の都市、**大分県日田市**を会場に開催いたします。多数ご参加いただきますようお願いいたします。

- 期日 平成26年7月17日（木曜日）  
○定期総会 「日田市民文化会館 パトリア日田」  
（役員会（ブロック会議、理事会）・定期総会・記念講演）  
○交流レセプション 「マリエールオークパイン日田」  
※詳細は、5月上旬にご案内予定です。

## 平成26年度会費は20,000円

平成26年度の本連盟会費は、1市町村議会当たり20,000円の予定です。よろしくお願いたします。

### 継続加入のお願い（平成26年2月末現在加入数325市町村議会）

森林がもたらしてくれる生命を育む水、きれいな空気と美しい自然。くらしといのちの安全、やすらぎを与えてくれる森林。このかけがえのない森林は、私たち国民が守っていかねばなりません。

森林を守り育てることは、上流域の山村に生活する者、下流域の都市で生活する者、全ての国民の生命・財産を守るための国民の努めであるとする信念に基づき、全国森林環境税創設の要望実現のため、取り組みを進めます。

平成26年度も引き続き本連盟に加入くださるようお願いいたします。

会長	板垣 一徳	（新潟県村上市議会）	下起 幸一	（長野県大桑村議会）
副会長	今井 安博	（高知県大豊町議会）	芳賀沼 順一	（福島県南会津町議会）
	沼田 成功	（北海道美瑛町議会）	中田 清介	（岐阜県高山市議会）
	浅海 忠	（埼玉県秩父市議会）	牧田 武文	（鳥取県三朝町議会）
	塚 寿雄	（和歌山県田辺市議会）	外 理事一同	
	赤星 仁一郎	（大分県日田市議会）		